

農地転用届出書について

農地転用届出書は、市街化区域内にある農地（田・畑等）を農地以外（宅地・雑種地等）に変更する場合に、農業委員会へ提出してください。

〔用語の意味〕

第4条…農地又は採草放牧地について、自らの農地を転用する場合

第5条…農地又は採草放牧地について、転用を目的として権利の設定又は移転を行う場合

〔添付書類〕

全部事項証明書（法務局認証入りで発行から3か月以内）

案内図（付近300mの見取図）

字 図（法務局認証入りで発行から3か月月以内）

譲受人の住民票抄本又は謄本（5条届出で、佐賀市外に居住する方のみ）

法人の場合は、法人全部事項証明書等（法務局認証入りで発行から3ヶ月以内）

※ 法人の所在や権利関係等が確認できるもの

※ 開発許可済の場合は不要です

・委任状の提出 … ○4条届については申請人自筆を一通

○5条届については譲渡人・譲受人それぞれ自筆で一通ずつ

〔その他の留意点〕

・届出書はA3サイズで、1部提出してください。

・受理通知書は、受付日より概ね2週間後に交付します。

・土地の所有者が死亡されている場合等は、さらに別の添付書類が必要になります。

※受理通知書の交付については、農業委員会から連絡します。